

大田区介護支援専門員等研修実施要綱

平成20年5月28日 20 保福高事発第 10227 号高齢福祉担当部長決定

平成22年3月25日 21 福高事発第 10898 号区長決定

平成24年3月15日 23 福高事発第 10876 号高齢福祉担当部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険制度の運営の要である介護支援専門員及び主任介護支援専門員（以下「介護支援専門員等」という。）の資質の向上を図り、もって介護サービスの質の向上及び適正なケアプラン作成に資することを目的とする。

(介護支援専門員等の責務)

第2条 介護支援専門員等は、業務に必要な情報を自ら積極的に収集するとともに自己研鑽に不断の取組みをしなければならない。

(保険者の責務)

第3条 大田区は、介護支援専門員等に対し情報提供及び研修（以下「研修等」という。）を行うことにより、介護支援専門員等の資質の向上を図らなければならない。

2 前項に規定する研修等は、主として介護支援専門員等に有用な情報の提供等を行うとともに専門的な知識の取得や技能の向上を図るものとする。

(対象)

第4条 前条に掲げる研修等の対象は、原則として大田区内に所在する居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員等とする。

2 前項の規定にかかわらず、大田区民を対象として事業実施している大田区外の居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員等を研修等に参加させることができる。

(研修等の実施)

第5条 第3条に規定する研修等は介護保険課及び各地域福祉課（以下「研修実施担当課」という。）がそれぞれ実施する。

2 介護保険課は全体研修等を実施し、各地域福祉課は事例研修等を実施するものとする。

3 前2項に規定する研修等の実施に当たっては、研修日程等についてあらかじめ研修実施担当課相互で調整するものとする。

(関係団体との連携)

第6条 本事業の実施に当たっては、地域包括支援センター及び関係団体等と協力連携して実施するものとする。

(その他)

第7条 この要綱の実施について必要な事項は介護保険課長が各地域福祉課長と協議し定めるものとする。

2 研修実施担当課長は、本要綱の主旨を十分理解し、本要綱の目的達成に努めなければならない。

付則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。